



3歳未満の多胎児を養育している世帯に、 タクシーでの移動に使える**こども商品券** を交付します。

対象者 練馬区民で3歳未満（0歳・1歳児・2歳児）の多胎児を同一世帯で養育する保護者の方

申込み方法 同封の交付申請書（薄紫色）にご記入のうえ、ご住所を担当する保健相談所にご持参ください。
お子さんと保護者の方に保健師がお会いして、申し込みをお受けします。お子さんと一緒に来所が難しい場合は、担当の保健相談所にご相談ください。



保健相談所で行う健診や育児相談、多胎の会参加の際に申し込むこともできます。

0歳のお子さん

・こんにちは赤ちゃん訪問・4か月児健診・育児栄養歯科相談

1～2歳のお子さん

・1歳児子育て相談(予約制)・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診

健診や育児相談以外の時間（平日 8：30～17：00）にお越しいただく際は、事前にお電話をお願いします。お子さんと一緒に来所が難しい場合は、担当の保健相談所にご相談ください。

こども商品券 一世帯あたり 24,000 円相当（年間）

交付申請書をご提出後、概ね 1 か月程度で事業者からご自宅宛てに配送します。

用途 予防接種や乳幼児健診、多胎の会への参加などの移動時にお使
いください。

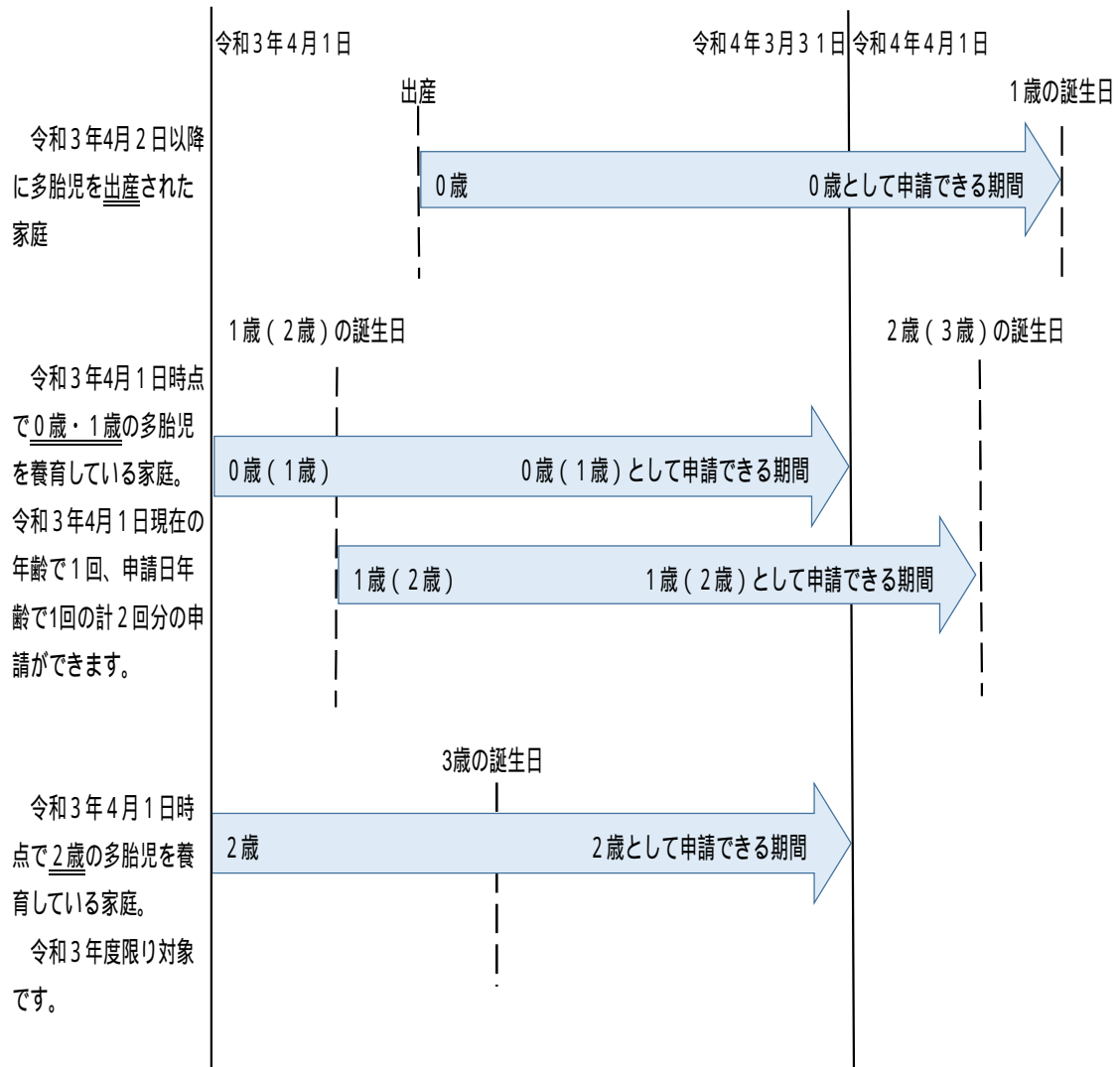


担当の保健相談所

豊玉保健相談所	3992-1188	石神井保健相談所	3996-0634
北保健相談所	3931-1347	大泉保健相談所	3921-0217
光が丘保健相談所	5997-7722	関保健相談所	3929-5381

令和3年度の対象者と申請期限について

< 申請できる期間内にお申し込みください >



問合せ先

練馬区健康部健康推進課母子保健係 (練馬区役所東庁舎 6階)
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 電話 03-5984-4621